JSPS 同窓会正規会員のみ対象

日 本 学 術 振 興 会

外国人研究者再招へい事業
(BRIDGE Fellowship Program)

令和9（2027）年度 募集要項
＜参考仮訳＞

令 和 8 年 10 月
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science ： JSPS）は、本会の外国人研究者招へい事業等に採用されて来日し、日本での研究活動を終了した外国人研究者に対し、再度来日して日本人研究者との研究協力関係を形成、維持、強化する機会を提供します。具体的には、採用時の受入研究機関等の訪問、共同研究やセミナーの事前打ち合わせまたはその実施、若手研究者の啓蒙活動や講演、日本国内における学会・研究会の準備または出席などを実施することにより、日本と海外にいる研究者とのネットワークの強化を目指しています。
なお、本事業への申請は、本会事業経験者の申請に基づき、再招へい研究者（BRIDGE Fellow）の派遣を希望するJSPS同窓会が海外研究連絡センター又は日本大使館職員（以下、「同窓会等」と略します）と協力して本会に推薦するものとします。

2. 対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野

3. 再招へい研究者（BRIDGE Fellow）の要件

再招へい研究者（BRIDGE Fellow）に申請しようとする者は、次の三つの要件を全て満たしている必要があります。

① JSPSの事業で来日して研究した経験がある者で、JSPSの認定を受けた23の同窓会のうちいずれかの同窓会に正規会員として所属している研究者であること。
② 大学や研究機関に所属する現役の研究者であること。
③ 受入研究者が「受入研究者同意書（Form B）」の全ての項目に同意していること。

＊本会は、同窓会等から推薦があった時点で、受入研究者に連絡しますが、受入研究者の回答が同意書の内容に沿わない場合は、受入手続きをできない場合がありますので、事前の相互連絡を十分取ってください。
＊過去5年間（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）に本事業に採用され渡日した者は、対象外とします。
＊2019年度～2020年度採用者で新型コロナウイルスの影響により来日できなかった研究者で来日延長をされた者は、実際に来日した日を基準に5年以内は応募不可になります。なお、2019年度～2020年度の辞退者は応募可能です。
＊各同窓会はProvisionにより、独自の選考基準（Provision b）を定めています。応募の前に確認してください。

4. 受入研究者（Host Researcher）の要件

以下に掲げる我が国の研究機関に所属する原則として常勤の研究者又は常勤として位置づけられている研究者であって、再招へい研究者の受入を希望する者。

① 大学及び大学共同利用機関
② 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
③ 高等専門学校
④ 文部科学大臣が指定する機関

＊①～④については「機関コード一覧」（https://www-kokusai.jsps.go.jp/jsps1/kikanList.do）に掲載されてい

る機関に限る。

＊常勤職の位置づけについては、所属機関の定めによります。

＊所属機関において研究環境（研究室・設備・人員）の整備等を含め本事業を責任を持って遂行できると判断した場合には、常勤でない研究者（科学研究費助成事業の応募資格は必要）でも可能です。

5. 採用数（予定）

全体で41名。同窓会及び海外研究連絡センターに各JSPS同窓会への当該年度の割り当て数を別途通知します。

※ 各JSPS同窓会への割り当て数は、再招へいの成果に応じ変更します。具体的には、帰国後に提出いただく受入研究者・再招へい研究者による研究報告書並びに同窓会審査委員会による報告書の内容のほか、再招へいによって形成・維持・強化された学術協力関係に基づき、評価されます。

6. 採用期間及び来日時期

(1) 採用期間は連続する14日以上30日以内とします。

(2) 今回の募集は、下記の時期に来日する予定の外国人研究者を対象とします。

令和9（2027）年 6月1日～令和10（2028）年 3月31日

※ 年末年始期間中（令和 9(2027)年12月29日(水)～令和 10(2028)年1月3日(月)）は大学・研究機関等で研究活動を行えない可能性があるため、来日期間に本期間を含めないようご検討ください。

7. 本会支給経費（予定）

(1) 往復国際航空券　本会規定により、航空券を支給します。
（※ 独自に航空券を購入した場合、本会はその航空券の費用を負担しません。）

(2) 滞在費　日額　13,000円

(3) 調査研究費　上限 100,000円

(4) 海外旅行保険

※ (3)調査研究費を使用する際は、受入研究者が所属機関を通じて申請してください。実際の使用にあたっては、採用後に配布する諸手続の手引き他、別途通知する文書を参照ください。

8. 申請手続

本事業の募集は、同窓会等による選考・推薦を経て、受け付けます。同窓会等への申請の際、必要書類が提出された場合のみ、有効な申請となります。

１． 申請書等の提出書類

申請者は、下記(1)の書類を整え、同窓会等が指定する申請受付期間中に指定の場所へ提出してください。
同窓会等は提出があった申請を選考し、下記(1)に(2)の書類を添付して、推薦受付期間中に「12. 連絡先」に電子媒体にて提出してください。
なお、提出書類は全てA4判とします。推薦に当たっては本会所定の様式を使用してください。

(1) 申請者が準備する書類（同窓会等へ提出）

① 再招へい研究者（BRIDGE Fellow）申請書（Form A）

② 受入研究者による同意書（Form B）

※ このほか、同窓会等が定める提出書類があれば、同窓会等へ提出してください。

(2) 申請者の所属同窓会等の事務局が準備する推薦書類（東京本部へ提出）

① 再招へい研究者（BRIDGE Fellow）候補者リスト（Form C）

② 再招へい研究者（BRIDGE Fellow）推薦理由書（Form D）

③ Provision　a)公募方針, b)選考基準, c)選考委員会規則, d)選考委員名簿,

２． **推薦受付期間**

令和9 (2027)年1月31日（日）まで。

【注】上記の受付期間は同窓会等から東京本部に推薦書類が提出される期限であり、申請者が所属同窓会等に申請書類を提出する期限は、それより前ですので注意してください。東京本部は、申請者が直接本部に提出しても、受理しません。

9. 選考及び選考結果の通知

１． 選考は、本会の同窓会等が予め作成し、東京本部が承認した選考基準に基づき行われます。

【選考基準例】

- 申請者の再招へいが我が国及び諸外国における学術ネットワークの形成、維持、強化に資するものであること。
- 申請者の再招へいによって研究の推進及び学術ネットワークの形成、維持、強化が期待できること。
- 申請者と受入研究者との事前交渉などが明確で、活動計画が具体的であること。
- 研究計画が学術ネットワークの形成、維持、強化に資することが明確であること。
- 研究計画が今後の学術交流をより強固にすることが明確であること。
- 申請者と受入研究者が研究計画を申請前に詳細に検討していること。この研究計画は明確で、受入研究者が関心を示していること。
- 同窓会活動に対する貢献度。

２． 東京本部による選考結果の通知等

① 採用者（BRIDGE Fellow）には、本会理事長から採用通知及び関係書類が電子メールにて送付されます。
通知時期： 3月下旬（予定）

② 不採用者には、選考結果は通知されません。

③ 選考結果に関する個別の問い合わせには応じません。

10. 同窓会の役割

(1) 同窓会は、公募に当たり広く所属会員に周知すること。

(2) 同窓会は、公募方針、選考基準、選考委員会細則及び選考委員会を定め、東京本部に提出し、予め承認を得ること。承認されたProvisionsを修正する場合、募集要件を変更する場合（aの変更）は募集開始の前に、審査方法（bの変更)、選考委員会規則（cの変更）,について変更する場合は審査の前に承認されなければならない。ただし、募集期間の変更、審査委員の変更（dの変更）等の軽微な変更はこの限りではない。

(3) 同窓会は、同窓会等における公募要領を作成し、申請期間及び申請書提出先を明記すること。その際(2)で承認を得た選考基準を同窓会における公募要領に記載し、審査の公平を期すること。

(4) 同窓会は、同窓会等における再招へい（BRIDGE）事業の担当者を公募要領に記載すること。

(5) 同窓会は、申請者が日本側受入研究者と十分に連絡を取っていること及び所定の要件を満たしていることを確認し、申請内容を(2)で承認を得た選考基準に基づき選考した者を「８．申請手続」に記載された期日までに東京本部へ推薦すること。

(6) 同窓会は、推薦者を選考した理由を「８．申請手続」に定められた様式（Form D）を用いて東京本部に提出すること。

(7) 同窓会は、再招へい研究者(BRIDGE Fellow)の研究報告書（Form7）を基に、同窓会による年間報告書を作成し、令和9（2027）年6月18日（金）までに東京本部に提出すること。

(8) 海外研究連絡センターが設置されている国のJSPS同窓会は、以上の事務を海外研究連絡センターと協力して実施すること。

11. その他の注意事項

(1) 同一人が、同時に本事業と本会の他事業の採用者となることはできません。

(2) 同一人が、同時に本事業と他機関の日本訪問を目的とする奨学金・研究助成金制度等の採用者となることはできません。

(3) 申請者は、過去に本会に採用された事業の成果と今回申請する本事業との関連性を明確にしたうえで申請してください。

(4) 同一再招へい研究者（BRIDGE Fellow）候補者が同時に2件以上申請することはできません。2つ以上のJSPS同窓会に所属する会員の申請にあたっては同窓会等が候補者に事前に確認願います。

12. 連絡先

申請者は、同窓会等が指定する場所に連絡してください。東京本部は、同窓会等を通さずに個別に提出した申請書については、一切手続きをしません。

同窓会等による推薦書提出先：

〒102-0083　東京都千代田区麹町5-3-1
独立行政法人日本学術振興会 国際事業部国際企画課「外国人研究者再招へい事業」担当
電話: +81-(0)3-3263-1869,　e-mail: bridge【*】jsps.go.jp
（【*】は@に置き換えてください）

注意事項

1. 申請書における不正な記載等への対応

本会は、申請書の内容に虚偽、他人の申請書からの転用、署名の無断転用その他不正な記載があると判断した場合は、審査の対象外とし、また、当該研究者が本事業に採用された後に、同様の記載が発見された場合は、採用の取消しを含む所定の措置を講じます。

2. 採用の取消し等

研究者等による研究資金の不正使用等や研究活動における特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）のほか、全ての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等）等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載（署名の無断転用を含む。）等が認められた場合には、審査の中止、採用決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

なお、本会の「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成 18 年 12 月 6 日規程第 19 号）については、以下の本会ウェブサイトを参照してください。

https://www.jsps.go.jp/j-kousei/sochi.html

3. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施にあたり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下を参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.html

4. 研究倫理教育の履修義務

本事業に参画する研究者等は、研究活動における不正行為を未然に防止するため、別途指定する期日までに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育を受講すること又は下記の研究倫理教育に関する教材の通読・履修をすることが必要です。

（参考）研究活動における不正行為等について学ぶ教材等の例

- 「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編）
 https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html
- 研究倫理 e ラーニングコース e-Learning Course on Research Ethics［eL CoRE］
 https://elcore.hiragana.jp/top.aspx
- APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）
 https://www.aprin.or.jp/
- 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を踏まえ受入研究機関が実施する研究倫理教育）

5. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（日本学術振興会及びその事業に関する案内の送付並びにデータの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）します。

なお、採用された課題については、代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国側代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研究課題名、予算額、実施期間、報告書並びに（評価を行う場合は）評価結果等が本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

また、同窓会による報告書も同様に扱います。

EU を含む欧州経済領域及び英国所在の研究者（以下「EEA 等在住者」という。）が含まれる場合は、GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）及び英国の一般データ保護規則に沿い、上記取扱いについて当該研究者の同意を得てください。

GDPR の詳細に関しては、下記のウェブサイト等を参考にしてください。

〇個人情報保護委員会

https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/EU/

https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit_210628/

6. 生成 AI の利用

申請書の作成に当たって、生成 AI を利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で申請者の責任において判断してください。

7. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3 年4 月27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

8. 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

〇安全保障貿易管理について

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※

1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、我が国の法令・指針・通達等並びに安全保障貿易管理に関して所属機関が定める規則等の遵守に加え、国際共同研究を行う相手国及び研究を実施する国・地域・研究機関における同様の法令・指針・通達並びに規則等の把握・理解に努めてください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

（※１）現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と、②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の２つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※２）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

（※２）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第１項及び外国為替令第17条第２項から第４項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※３）。このため、研究開始（契約締結日）までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

（※３）輸出者等は外為法第55条の10第１項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/
- 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf

・　一般財団法人安全保障貿易情報センター
　http://www.cistec.or.jp/index.html
・　安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
　https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf
○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
　https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

9. 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について」（令和6年6月25日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第2321号主文11においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、受入研究機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第2321号については、下記を参照してください。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf

10. 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示71号。以下「基本指針」という。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、３Ｒの原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本事業に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いします。

・研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示71号）
　https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

11. 採用予定数・支給経費

採用予定数や支給経費の額等は、予算等の事情により変更することがあります。

12. 採用内定後の義務及び必要な手続き等について

候補者（再招へい研究者）、受入研究者及び受入研究機関の義務や行うべき手続き、遵守すべきルール（採用期間中の一時出国の条件や調査研究費の使用等）等は、採用通知に同封する「諸手続の手引」でご確認ください。
過去の「諸手続の手引」は下記で公開していますので、参考としてご覧ください。
　https://www.jsps.go.jp/english/e-alumni/bridge/procedural.html

13. よくある質問と回答

本事業のFAQを下記で公開していますので、申請や採用後の手続きについて不明な点があればご確認ください。
https://www.jsps.go.jp/english/e-alumni/bridge/faq.html

受入研究者、再招へいする外国人研究者及び受入研究機関の義務

受入研究者、候補者（再招へいする外国人研究者）及び受入研究機関は、以下の（1）～（10）に留意の上、申請及び採用後の手続きを行ってください。採用後は「外国人再招へい研究者諸手続の手引」の記載事項を遵守してください。記載事項を遵守しなかった場合、採用の取消し、支給経費の停止（国際航空券の支給停止を含む）を含む支給済みの経費の返還要求を含む、所定の措置を講ずることとします。

(1) 受入研究者は、候補者（再招へいする外国人研究者）の来日（採用期間開始）後の円滑な研究遂行を可能にするため、受入体制（研究室での受入条件、受入れにあたっての身分等）を十分告知し、その合意を得たうえで申請すること。
(2) 受入研究者は、受入研究機関の事務担当者の協力を得て、候補者（再招へいする外国人研究者）が受入研究機関において滞りなく共同研究等の研究活動が遂行できるよう、必要な受入体制を整えること。また候補者（再招へいする研究者）の来日（採用期間開始）前に必要な手続き（査証の申請手続きを含む）及び宿舎の確保その他、日本での生活に必要な事柄について助言を行うこと。
(3) 受入研究者は候補者（再招へいする外国人研究者）に対し、採用期間中すべての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等）を行ってはならないことはもちろん、行ったと受け取られないよう特に言動を慎まなければならない。万が一、非違行為があり、受入研究機関が定める処分を受けた場合は、処分の日以後５年間は本事業に申請することができません。
(4) 候補者（再招へいする外国人研究者）は、採用期間中、受入研究機関の内外を問わず、すべての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等）を行ってはならない。
(5) 候補者（再招へいする外国人研究者）は、採用期間中、原則として継続的に日本に滞在し、受入研究機関において本プログラムに係る研究活動に専念し、他の業務（※）に従事しないこと。
(6) 受入研究者及び候補者（再招へいする外国人研究者）は、研究活動の不正行為（研究成果の捏造、改ざん等）及び研究費の不正使用（研究費の私的使用、目的外使用等）を行わないように、本会及び受入研究機関の定めるルールに従い研究活動を行うこと。
(7) 受入研究者及び候補者（再招へいする外国人研究者）は、採用期間終了後の本会が指定する期日までに別に定める様式によって研究報告書を本会及び同窓会等に提出すること。
(8) 候補者（再招へいする外国人研究者）が本事業により講演等を行う場合には、本会の再招へい事業である旨を明示すること。
(9) 受入研究機関は、受入研究者及び候補者（再招へいする外国人研究者）に対し、研究活動の不正行為（研究成果の捏造、改ざん等）及び研究費の不正使用（研究費の私的使用、目的外使用等）が行われることがないように、本会及び当該機関の定めるルール（不正行為・不正使用を行った場合のペナルティを含む）を告知し、遵守させること。
(10) 受入研究機関は、候補者（再招へいする外国人研究者）の受入れにあたり第一義的な責任を有しており、受入れにあたっては人権侵害行為、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等の防止について積極的に取り組み、また問題が生じた場合はその解決に努め、本会が求める場合には、これら問題について報告をすること。

（※）「他の業務」には当たらない主なもの

以下の①～④については、例外的に本フェローシップに係る研究の一環とみなす。ただし、いずれの場合も雇用関係が生じることは認められない。また、候補者（招へいする外国人研究者）が申請者（受入研究者）から研究課題遂行上問題ないことについて了承を得ること。

① 受入研究機関における研究指導等の活動
② 研究課題と密接に関連のある研究プロジェクトへの参加
③ 研究課題に係るアウトリーチ活動
④ 日本学術振興会が研究員向けに実施するイベントへの参加

その他

1. 実地検査及びアンケートへの協力

本事業の遂行のための体制や支給経費の管理・執行・監査の実施状況の確認のため、受入研究機関に対し、実地検査を行うことがありますので、協力してください。

また、本事業の充実のため、受入研究者、候補者（再招へいする外国人研究者）又は受入研究機関に対し、アンケートを行うことがあります。あらかじめご承知おきください。

2. 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、本会の科学研究費助成事業をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属研究機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

本会の論文のオープンアクセス化に関する実施方針は、以下の本会ウェブサイトを参照してください。

https://www.jsps.go.jp/j-policy/open_science/

参考１：「オープンアクセス」とは

査読付きの学術雑誌に掲載された論文をだれでもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

参考２：オープンアクセス化の方法

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバーゴ）（※1）後（例えば６か月後）、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ（※2）又は研究者が開設するウェブサイト等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※3）することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法

② 研究コミュニティや公的機関が開設するウェブサイト等に論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法

③ 論文の著者が掲載料（APC: Article Processing Charge）を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

(※1)エンバーゴ

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

(※2)機関リポジトリ

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

(※3)セルフアーカイブ

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属研究機関）が、ウェブサイト（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

3. 研究データマネジメントについて

日本学術振興会は、本会の事業での研究活動における研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に採用された研究者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプラン（DMP） を作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行してください。なお、研究データの管理に当たっては、FAIR 原則※1 に基づく「研究データ基盤システム」※2 の管理基盤（GakuNin RDM）の使用をご検討ください。

本会の研究データの取扱いに関する基本方針は、以下の本会ウェブページを参照してください。

https://www.jsps.go.jp/j-policy/open_science/

（参考）用語補足

（※1)FAIR 原則・・・Findable（見つけられる)、Accessible（アクセスできる)、Interoperable（相互運用できる)、Reusable（再利用できる）の略で、データ公開の適切な実施方法を示す原則。

（※2)研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud)・・・「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」にて「我が国における研究データの管理・利活用のための中核的なプラットフォーム」として位置づけられたシステム。研究データを管理するための管理基盤（GakuNin RDM)、研究データを公開するための公開基盤（JAIRO Cloud)、メタデータを検索するための検索基盤（CiNii Research）から構成される。

4. 論文謝辞等

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。なお、体系的番号が付される場合は、採用時に別途通知します。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

■英文

This work was supported by BRIDGE Fellowship Program of Japan Society for the Promotion of Science in Japan.

■ 和文

本研究は、日本学術振興会外国人研究者再招へい事業(JSPS BRIDGE Fellowship Program)の支援を受けたものです。

5. 研究者情報への登録

researchmap（https://researchmap.jp/）は JST が運営する日本の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

6. JSPS-Net への登録

JSPS Researchers Network（JSPS-Net）は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーキング・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。

同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者同士、それぞれの活

動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々が JSPS-Net 上でコミュニティを形成し、ネットワーキングを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者１人ひとりが世界で活躍する一助となることを目指しています。

また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受け入れ先を探している若手研究者のための情報の提供をしています。

本事業実施者は、JSPS-Net に登録くださるよう、御協力をお願いします。

〇JSPS-Net

https://www-jsps-net.jsps.go.jp/

7. LinkedIn への登録

LinkedIn は、世界 200 以上の国と地域にいる 10 億人を超える登録メンバーが仕事やキャリアに関する情報を取得、交換することができる、世界で働くすべての人のために、経済的なチャンスを作り出す世界最大のプロフェッショナルネットワークです。

日本学術振興会の情報を LinkedIn でも公開しておりますので、本事業経験者は、JSPS International Academic Collaborations をフォローくださるよう、御協力をお願いします。

〇LinkedIn

https://www.linkedin.com/company/jsps-international-academic-collaborations

8. ライフサイエンス分野からのデータ公開について

「ライフサイエンス研究の研究力向上に向けて（中間とりまとめ）」（令和6年7月31日）では、ライフサイエンスにおいてデータ駆動型研究が進展する中、世界の潮流を踏まえながらデータシェアリングを進めていくとともに、ライフサイエンス系のデータベース基盤を提供していくことが重要であるとされています。

この趣旨を踏まえ、本事業により新たに構築されるライフサイエンス分野のデータベース及びそれらに収載されるデータについては、ライフサイエンス研究における共用・利活用を促進するため、以下の統合的なツールへの登録・公開に御協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	塩基配列情報他、ヒト試料を用いた研究成果データ全般	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.dbcls.jp/

9. ナショナルバイオリソースについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRP の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

ついては、本事業で開発したバイオリソース（NBRP で対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託※いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いします。

また、NBRP で既に整備されているバイオリソース（動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報）については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

○NBRP 中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧
https://nbrp.jp/resource/